

山口県警察犯罪捜査共助要綱

平成21年3月23日
山口刑企第577号
山口生企第908号
山口交企第560号
山口備公第361号

(概 要)

本通達は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）及び犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）に定めるもののほか、犯罪の捜査に関し、山口県警察と他の都道府県警察及び警察署相互間における連絡共助について必要な事項を規定したものである。

この要綱には、

緊急事件手配

事件手配

指名手配

指名通報

等が規定されている。